

## 利用者負担額の見直しについて

### 1 利用者負担(保育料)見直しの背景

利用者負担は、公定価格を構成する教育・保育を提供するにあたって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の全部または一部を保護者に負担していただくもので、国が定める水準を限度として市町村が定めている。

市においては、市の基本方針、戦略プランにより3年に一度の見直しを実施している。

保育にかかる費用は、保育の量及び質の確保の両面により増加傾向にあり、現在の保育の質を維持するためには、利用者負担額の見直しは必要となっている。

(5 明確なコストと必要性の説明を行う資料の作成にあたってを参照)

### 2 改正案作成にあたっての見直し事項

階層区分の見直し

- ① 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響を考慮しつつ改定を行う
- ② 市階層区分を段階的に国の階層区分へ合わせる
- ③ 近隣自治体の利用者負担を比較し、適正に負担額の見直しを行う

### 3 現状分析

現在の市階層(平成28年4月施行)については、以下の特徴がある。

- ・中央値は現市階層D11付近
  - ・最多は、国は第6階層(42.5%)、市はD11階層(8.8%)が該当
  - ・各国階層内における国基準額負担割合に差異がある
  - ・国第4階層の負担割合が第5階層以上の国基準額負担割合と同程度である
- (資料5-2 現在の市階層の分析を参照)

### 4 改定案

以下の4点に着目しつつ、①案～③案を作成

- ・国第3階層～第4階層における利用者負担額の低減
  - ・各国階層内における市階層の統合
  - ・各国階層内の国基準額負担割合の平準化
  - ・世帯数の集中している最高階層の見直し
- (資料5-3 利用者負担額の見直し案、資料5-4 利用者負担見直しによる影響額見込み、資料5-5 各階層別の人数の分布を参照)

## 5 明確なコストと必要性の説明を行う資料の作成にあたって

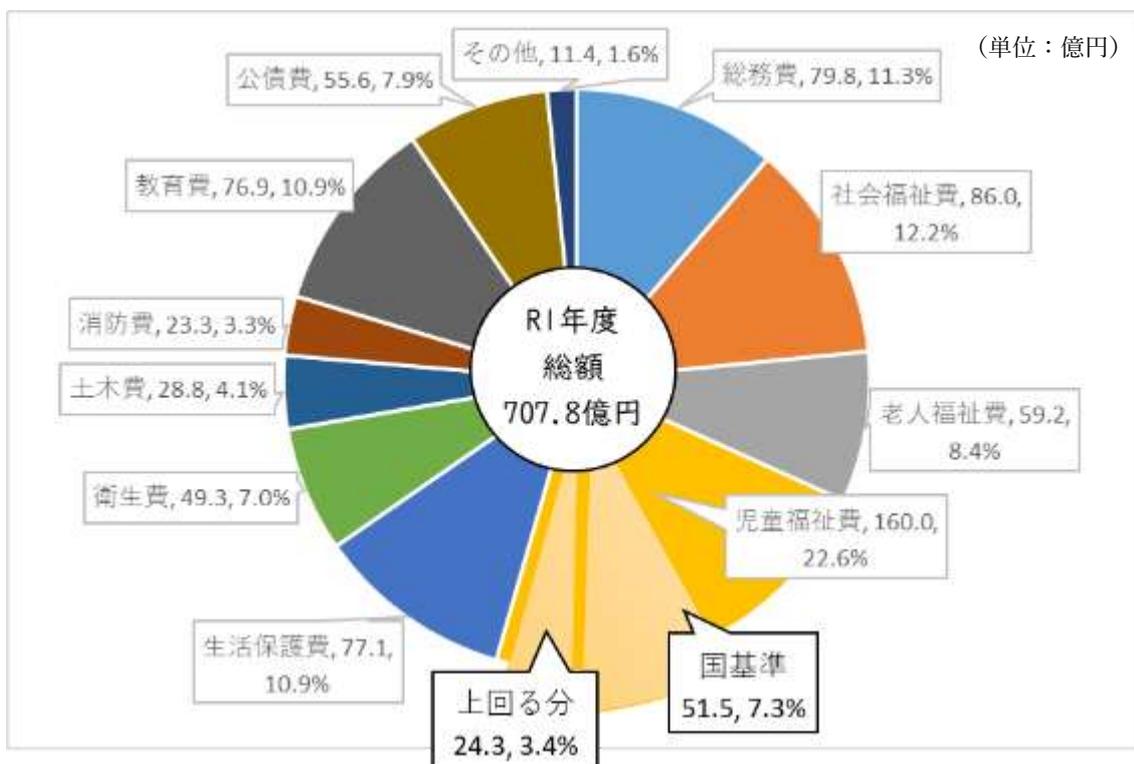
- 1 子育て世代にどのくらい税金が使われているのか
- 2 認可保育施設の運営にはどのくらい税金が使われているのか

この2点を明確にすることで、保育料をお支払いいただいている保護者の方々に、保育料が上がることで得られた財政効果が0歳～2歳児の認可保育施設以外の行政目的、例えば在宅で子育てされている世帯への支援等に使われていくことについて、ご理解いただくための説明に使用するデータとしてお示しします。

### (1) 人口に占める認可保育施設利用者数

令和2年度末 R3.3.31	全体	児童	年間平均在籍 園児数	年間平均在籍 2歳以下園児数
人口	205,955	32,270	4,120	1,841
比率		15.7%	2.0%	0.9%

### (2) 市全体の決算額に占める認可保育施設運営に係る経費(国基準・国基準を上回る分)



※令和元年度決算数値のため、今後令和2年度数値に置き換えます。

(3) 認可保育施設の国基準割合の負担割合について(令和2年度決算暫定値)

【国基準の運営費】 54.0億円・・・4,120人(年間平均在籍数) 1人当たり1,310千円

53.6%	46.4%			
保育料	市負担分	国	都	市
4.3億円	3.7億円	16.2億円	6.7億円	23.1億円
8.0%	6.9%	30.0%	12.4%	42.8%

現在の公費負担 92.0% 1人当たり1,206千円/年 →100千円/月

※

国が定める利用者負担額(保育料)を適用した場合の利用者負担割合 14.8%

【0歳から2歳の国基準の運営費】 37.2億円・・・1,841人(年間平均在籍数) 1人当たり2,020千円

53.6%	46.4%			
保育料	市負担分	国	都	市
4.3億円	3.7億円	11.7億円	4.4億円	13.0億円
11.5%	10.0%	31.5%	12.0%	35.0%

現在の公費負担 88.4% 1人当たり1,787千円 →149千円/月

※

※部分 1人当たり199千円/年 →17千円/月

国が定める利用者負担額(保育料)を適用した場合の利用者負担割合 21.5%

(4) 認可保育施設の運営経費の推移



※今後令和2年度数値を加えていきます

## 6 延長保育料の見直し

・以前から西東京市保育連絡共有会から要望をいただいていた時間の細分化を実施したケースを想定した。

前提条件は以下の2点

- 1 現状の収入額を下回らない
- 2 細分化した最短時間の料金は現行よりも低額とし、早いお迎え時間を促す。

(現行) 1時間300円

区分	1時間	2時間	3時間	
人数	1,012	207	33	
料金	300	600	900	合計
収入	303,600	124,200	29,700	457,500

(改定案①) 30分200円とするもの

区分	1～30分	31～60分	61～90分	91～120分	121～150分	151～180分	
人数	535	477	169	38	33	0	
比率	42.7%	38.1%	13.5%	3.0%	2.6%	0.0%	
料金	200	400	600	800	1,000	1,200	合計
収入	107,000	190,800	101,400	30,400	33,000	0	462,600

1.1%

改定案①の収入見込みは、ほぼ現状と同程度となります。

61分～90分は現行の2時間利用と負担額は同額です。

(改定案②) 30分210円とするもの

区分	1～30分	31～60分	61～90分	91～120分	121～150分	151～180分	
人数	535	477	169	38	33	0	
比率	42.7%	38.1%	13.5%	3.0%	2.6%	0.0%	
料金	210	420	630	840	1,050	1,260	合計
収入	112,350	200,340	106,470	31,920	34,650	0	485,730

6.2%

改定案②の収入見込みは、利用者負担の改定率に近似したものになります。

## 7 西東京市保育連絡共有会の改定への意見

- ・利用者負担の見直しに見合った、利用者への還元（例えば紙おむつの園での回収）が欲しい。
- ・利用者負担の見直しによる増収分は、保育士さんなどの処遇の改善に活かして欲しい。
- ・0歳から2歳までの園児を預けている保護者に利用者負担の見直しの影響があるので、

その世代だけが負担をする理由を納得できる資料を示してもらいたい。

- ・段階的な値上げをお願いしたい。
- ・所得の急変に対する支援策を求めたい。
- ・所得階層の見直しは必要だと考える。所得が高い人は国基準比が他の階層よりも割合を高くするか、せめて同水準にすべきと考える。
- ・保育士の負担軽減のため、延長保育を短くするとかできないのか。以前から要望しているように、時間を細分化するなどして、保護者に早いお迎えを促せないか。
- ・延長保育料の時間の細分化がなされる前提であれば、鉄道の遅延による減免は、鉄道以外の通勤手段の方との公正性の面からも廃止してよいと考える。

## 8 西東京市保育連絡共有会の改定案への意見

- ・②案が中位層の人数分布、階層区分等を含め最もバランスが取れている。
- ・所得が高い階層のさらに上の階層を作るとは、応分の負担という意味で納得できる。
- ・国3・4階層の負担を軽減している点も、コロナの影響を考えても納得しやすい。
- ・D階層の統合（25→18）は、特に所得の低い層において、所得の増減の影響により保育料の変化が発生しやすいことを防止する観点からも重要。個々人が支払う保育料額が安定するといった面からも、今回程度の値上げ幅であれば、階層を統合することは保護者にとってもメリットがある。